

# 令和6年度 生活のきまりについて（生徒用）

令和6年4月8日 生徒部

## 1. 登校・欠席・遅刻・早退・外出について

- (1) 登校は午前7:00から8:25までの間とし、7:00以前に校舎に入ることはできない。
- (2) 欠席・遅刻をする場合は、**7:30から8:10**までの間に保護者からフォームにて連絡してもらうこと。
- (3) **8:30以降**の入室は遅刻とする。
- (4) 遅刻した場合、8:35までは生徒玄関ホールで、その後は職員室で『遅刻届』の発行を受け、朝のSHRの場合はHR担任に提出すること。授業中は教科担任に提出すること。休み時間・昼休みはHR担任に提出すること。尚、8:30に生徒玄関の中央ドアを施錠する。8:30以降登校の生徒は、生徒玄関左端のドアを使用すること。
- (5) 早退・外出の場合は、必ずHR担任に届け出て『許可書』の発行を受けること。昼休み等、無断外出はしないこと。
- (6) 休日は施錠されていない左端のドアを使用すること。  
(原則、部活動や先生の許可を受けている者以外の休日登校はできない。)

## 2. 下校時間について

- (1) 顧問教員がつかない場合、クラブ・外局・クラス活動や自習で学校施設（部室棟・グラウンド等を含む）を使用できるのは平日の16:40までとし、休日や祝日は使用できない。
- (2) 顧問教員がつく場合であっても、**平日19:00までにすべての活動を終了し19:30までに完全下校すること。**また休日や祝日は**9:00～17:00**までの使用とする。（機械警備のため 生徒玄関の解錠8:30、施錠17:30）学校施設を使用する全ての活動は着替え・片付けを含めてこの時間帯での活動を厳守すること（特別な場合については顧問教員から別途指示あり）。

## 3. 靴について

- (1) 屋内では体育時の指定靴か黒または濃紺色の運動靴を履くこと。また記名するなどして他の靴と区別がつくようにすること。
- (2) 生徒玄関での靴の履き替え時、コルク床の上では靴を脱ぐこと。
- (3) 屋内フローアに色や傷が付くような上靴は履かないこと。

## 4. 貴重品管理について

- (1) 多額の現金や高価な物品は持参しないこと。やむなく持参した場合は保管に十分注意をはらい、HR担任等に預けること。
- (2) 体育授業・移動教室・部活動の際は、財布等の貴重品を教室に置かず身に付けるか預けること。特に放課後は職員室前等の廊下に靴を放置しないこと。

## 5. BYOD端末の使用について

### (1) 使用方法

教室内 AP（アクセスポイント）への接続については**1人1台 BYOD 端末のみ**とする。

※六華回線の AP はスマートフォン・携帯電話への接続を許可する。

- ① **学校での充電は原則禁止**。充電がない場合は担任や教科担当の先生に相談すること。
- ② 授業時間中は「授業に関係のない**端末の使用**」を禁止とする。
- ③ 犯罪につながる可能性のある web サイトの利用は禁止する。  
（出会い系やアダルトサイト、ドラッグ、暴力などにつながるサイト等）
- ④ データ容量が大きいもののダウンロードは禁止する。（**遅延防止**）
- ⑤ 廊下や階段で歩きながら端末を使用しないこと。

### (2) BYOD 端末の保管について

- ① 端末は必ず毎日持ち帰り、自宅にて充電をすること。ロッカー等に置いて帰宅するのは禁止。
- ② **移動教室の際は基本端末を持参すること。**  
使用しない教科の場合は靴やロッカーに収納し、**机の上には放置しないこと。**

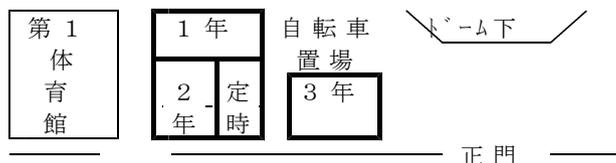
## 6. 教室の戸の開放、教室の消灯について

- (1) 換気のため、休み時間等に教室の戸を開放すること
- (2) 体育授業・移動教室等で教室を空ける場合は、最後の人が責任を持って消灯すること。

7. 自転車通学について

- (1) 新たに自転車通学を希望する生徒は、『自転車通学届』に必要事項を記入してHR担任に提出すること。
- (2) 自転車通学は学校が許可した期間のみ。降雪/積雪/路面凍結時は自転車通学を認めない。
- (3) 必ず所定の自転車ステッカーを見える位置に貼ること。
- (4) 交通事故に遭わぬよう交通ルールを遵守すること。特に登下校時は注意を払うこと。
- (5) 万が一のために自転車の任意保険に加入することが望ましい。
- (6) 乗車時の「ヘルメット着用」を推奨する。(令和5年4月より法改正され「努力義務」)
- (7) 自転車は所定の自転車置場(下図参照)に学年毎に整頓して置き、それ以外には置かないこと。(百周年記念館南側のアスファルト部分は定時制のバイク駐車場)

自転車置場の学年毎の分けについて→  
(定時制生徒用は街灯の下)



8. 学校生活のマナーについて

- (1) 社会一般のマナーを守ること。具体的な例は次のとおり。
  - ① 職員室入室の際はコートを脱ぎ、靴をきちんと履くこと。
  - ② 校内で先生を含めた目上の人に出会ったら挨拶すること。
  - ③ 廊下や階段を歩きながら、アメ・ガムを含めた飲食はしないこと。
  - ④ 自分で出したゴミは分別して所定のゴミ箱に捨てること。
  - ⑤ 外靴で校内に入ったり、窓から出入りしないこと。
  - ⑥ トイレを綺麗に利用し、特にトイレのゴミ箱の使用は最小限にすること。
  - ⑦ 廊下や階段で歩きながら携帯電話・スマートフォンを使用しないこと。
- (2) 校内売店は休み時間のみの利用とし、授業に遅刻しないよう十分注意すること。
- (3) 校舎内(体育館を除く)で、ボールを使ったり、バット・ラケット等を振らないこと。各階のホール・廊下に私物を置いてその場を占有しないこと。
- (4) 体育及び部活動で更衣するときには更衣室を使用すること。特に放課後、やむを得ず教室で更衣する場合は、清掃の妨げとならないように配慮すること。
- (5) 校内の掲示物や全生徒への配布物は、HR担任や顧問等に一度確認をしてもらい、生徒部に届け出て所定の認印を受けること。原則、校内での活動に限る。
- (6) 各部屋の鍵・施錠はその部屋の管理責任者(教員)もしくは顧問に行ってもらうこと。管理責任者・顧問が不在など、やむを得ない場合は、2階職員室にいる他の教員(含む管理職)に申し出て、鍵貸出簿への記入を行ってから鍵を借りること。鍵の返却時も、鍵貸出簿へ返却時間の記入を行うこと。

9. 定時制への配慮

- (1) 全定併用教室は17:00以降、定時制の教室となる。
- (2) 17:00以降は、3階普通教室・廊下・ホールおよび西側階段、4階普通教室西側での部活動を禁止する。荷物も置かないこと。
- (3) 定時制が第2体育館を使用中、体育館を通行することは厳禁。部活動終了後の体育館使用は禁止。(月・水・木は19:15～体育授業)

10. その他

- (1) 事故(交通事故や盗難事故等)発生時は速やかにHR担任に届け出ること。
- (2) 生徒手帳をよく読んでおくこと。また、生徒手帳及び身分証明書は常に携行すること。
- (3) 校舎内で物品を落としたり拾ったりした場合には、職員室の生徒部教員に申し出て、生徒部机(職員室給湯室前)にある『遺失届』、『拾得届』に記入すること。拾得物は一時的に職員室にて保管し、その後体育職員室横のロッカーに移動し、1年後に廃棄処分する。
- (4) テラスの使用については、後日使用方法等を周知するまでは使用禁止とする。
- (5) 年度始めの手続きについては下記のとおり。

項目	期 日	手 続 き 等
自転車通学届	4月10日(水)まで (1年生は別途案内)	担任に提出。ステッカーを受領後自転車通学可。
身分証明書		写真を貼り「身分証明書発行願」と共に担任へ。
環境記録票		住所等で変更がある場合は、担任へ
自宅外通学生徒環境記録票		住所等で変更がある場合は、担任へ
自転車保険	4月8日(月)以降に配布	1年生加入案内配布。2・3年生は継続案内済み。新規申込者は加入依頼書を生徒部より受け取る。

